

令和8年度御前崎市介護保険施設等指導方針

この指導方針は、御前崎市が介護サービス事業者に対して介護サービスの内容、介護報酬の請求等に関する指導を実施するに当たり、重点的に指導する事項を定めることにより、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とします。

第1 基本的な考え方

介護サービス事業者に対する指導に当たっては、これまでの指導の中で明らかになった問題を中心に、よりよい介護サービスの実現に向けた事業者の育成・支援に重点を置いて行います。また、不適正な請求の防止に努め、より良いケアへの質の向上を図ります。

具体的には、指定基準、報酬基準が、いかなる法令等により定められているのか、法令、条例、規則報酬算定告示、解釈通知、Q&A等の構成について十分に理解されるよう指導するとともに、基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導します。

運営指導を行うに当たっては、あらかじめ日時、場所等を介護サービス事業者へ通知しますが、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常のサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知するものとします。

第2 指導の重点事項

1 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

介護サービスの質を確保する観点から、基準等で定められている従業員数の確保と、適切な従業者によるサービス提供が行われるよう指導します。

【留意事項】

- ・ 同一法人内で複数の事業所に勤務する従業者については、勤務実績の重複がないか確認し、不適切な場合は人員基準を満たすよう指導します。
- ・ 複数の職務を兼務している従業者について、それぞれの業務に従事した時間が明確になっていないなど、人員基準を満たしていることが確認できない事業所が見受けられるため、従業員の勤務実績が確認できる書類を適切に整備するよう指導します。
- ・ 形式的には人員基準を満たしている場合でも、兼務が過剰であることなどにより本来求められる職務上の役割が果たされていない状況が見受けられる場合は、利用者に対し適切なサービスを提供するために必要な体制を整えるよう指導します。
- ・ 介護に直接携わる職員のうち、無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずるよう指導します。

2 医療と介護の連携

介護保険施設等（施設系・居住系）において、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関等と実行性のある連携体制を構築するために、以下の事項について指導します。

ア 以下の要件を満たす医療機関（③については病院に限る）を定めているか。（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。令和9年3月末までの経過措置後は義務となることについて指導します。）

- ① 入所者等の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。(グループホームについては努力義務)
 - ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。(グループホームについては努力義務)
 - ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を常時確保していること。
- イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者等の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しているか。
- ウ 入所者等が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めているか。

3 利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

(1) 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

(居住系サービス、施設系サービス対象)

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置するよう指導します。(令和9年3月末までの経過措置後は義務となることについて指導します。)

(2) 「虐待防止」の徹底(減算対象)

介護サービス利用者の尊厳の保持にとって、利用者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取り組みが図られるよう、以下の事項について指導します。

- ・ 担当者を置いた上で、虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が基準に従って行われているか
- ・ 虐待が起きてしまった場合の、事業所内部での迅速な確認及び勤務体制の的確な見直しや業務の指導ができる体制整備

(3) 「身体拘束廃止」の徹底(減算対象)

適切な手続きを踏まない身体拘束は、虐待に該当する場合もあり、要件や手続きの面で慎重な取扱いが求められます。介護保険施設等において、身体拘束等の適正化を図るための措置を講じなければならないことから、次の事項について徹底を図ります。

- ・ 緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件である3原則(切迫性、非代替性、一時性)について、要件の適合状況の確認
- ・ 身体拘束の態様及び時間、実施する際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録
- ・ 実施に当たっての利用者・家族への説明と同意
- ・ 適切な解除予定時期の設定と再検討状況の確認
- ・ 身体拘束に係る従業者に対する定期的な研修の実施
- ・ 身体拘束の適正化のための指針の整備
- ・ 「身体拘束廃止委員会」等の定期的な開催及び当該委員会での検討状況の確認

(4) 感染症対策の強化

感染症防止対策の取り組みの徹底と、感染症が疑われる者等が発生した場合の適時適切な対

応が図られるよう、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び感染者発生時想定訓練の実施が適切に行われるよう指導します。

(5)「非常災害対策」の徹底

令和6年1月に発生した能登半島地震のように、今後発生が予想される南海トラフ巨大地震や、令和7年9月に発生した牧之原市竜巻被害など近年多発している風水害・土砂災害等へ備えるとともに、災害が発生した場合に介護サービス事業者が適切に対応できるよう、次の事項を重点的に指導します。

- ・ 地震、火災、風水害、土砂災害等の非常災害に対する具体的計画の作成
- ・ 非常災害に対する具体的計画の定期的な従業者への周知
- ・ 避難・救出訓練の定期的な実施
- ・ 災害発生時に被害の有無について保険者へ報告の徹底
- ・ 職員分を含め、利用者の状態に応じた食料・飲料水等を1週間分程度備蓄し、災害時における食料・飲料水等の調達方法の確保を促す
- ・ 国の運用する災害情報共有システムについての周知

【留意事項】

日頃から、災害時の情報の把握及び避難判断など利用者の安全確保のための対応方法の確認や、地域社会と連携体制を取るなど、内閣府が作成した「避難誘導等に関するガイドライン」や静岡県が作成した「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」、御前崎市が作成した「御前崎市地域防災計画」等を参考にして非常災害に対する体制を整備するよう指導します。

津波浸水想定区域に立地している施設においては、避難確保計画を市へ提出することとされているため、提出の確認、実行性のある訓練についても確認します。

(6)業務継続に向けた取組の強化（減算対象）

新たな感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、想定訓練が適切に行われるよう指導します。

(7)「事故防止対策」及び「苦情対応」

- ・ 事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導します。
- ・ 保険者に報告すべき事故の報告について徹底を図ります。
- ・ 苦情は、サービスの質の向上を図る上での重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有し、サービスの質の向上に向けた取組を適切に行うよう指導します。

(8)通所系事業所における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底

認定こども園における置き去り事案、市内での短時間の置き去り事案を受け、市内介護事業所について送迎時の利用者の安全管理の徹底を図るよう指導します。また、事業所における送迎時の具体的対策方法についても確認します。

(9)「特別養護老人ホームにおける入所手続き」の適正な運用

平成27年4月1日以降、特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護3以上の方に限定され、要介護1又は2の方は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に、特例的に入所（特例入所）が認められるため、特例入所を含む入所手続きが適正に行われるよう指導します。静岡県の優先入所指針が令和8年4月から改正されたことを踏まえ、ヤングケアラーに配慮した運用がされているかについても確認します。

(10)有料老人ホーム等に併設する事業所

有料老人ホーム等に併設し、当該有料老人ホーム等の入居者を主な利用者とする事業所について、囲い込み防止、地域に開かれた事業所となるよう、正当な理由がある場合を除き、地域の介護者にもサービス提供を行うよう努めるよう指導します。

4 適正な請求

(1) 不適正な請求の防止

加算等について基本的な考え方を理解しているか、要件を満たした報酬の請求が行われているか等について確認することにより、不適正な請求の防止とよりよいケアへの質の向上を図ります。特に令和6年度に報酬改定が行われたことから、適正に算定されているか引き続き確認します。

(2) 記録等の整備

報酬基準上必要な記録・書類が整備されているか、適切に実施するように指導します。

5 その他

(1) 書面掲示の見直し

令和7年度から、事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう義務付けられたことから、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するよう指導します。

(2) 介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善の確保を図る目的で創設された介護職員処遇改善加算制度については、運営指導において、令和6年6月改正後の加算の算定要件（①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境要件）及び令和8年6月改正後の加算の算定要件に合致しているか、また、事業所の管理者がキャリアパス要件等の内容を理解しているかを確認します。

また、事業者が介護職員の資質向上や雇用管理の改善をより一層推進し、介護職員の資質向上やキャリア形成を行うことができる労働環境の整備が行われるよう必要な助言を行います。

(3) 介護現場におけるハラスメント対策

介護サービス事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導します。

(4) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は、要介護（要支援）者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は当該法律に基づく命令を遵守し、要介護（要支援）者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。市に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないにもかかわらず未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。

(5) 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

サービス提供の開始に際して事業者から利用者に対する重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても説明するよう指導します。

(6) 届出書類の提出

介護保険法施行規則で定める事項に変更があった場合には、変更のあった日から10日以内に必要な書類を届け出ていただく必要があります。市に提出すべき事項の変更があったにも関わ

らず、未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。